

概要版

資料1-3

for sustainable agriculture

北海道クリーン農業推進計画（第7期）【案】



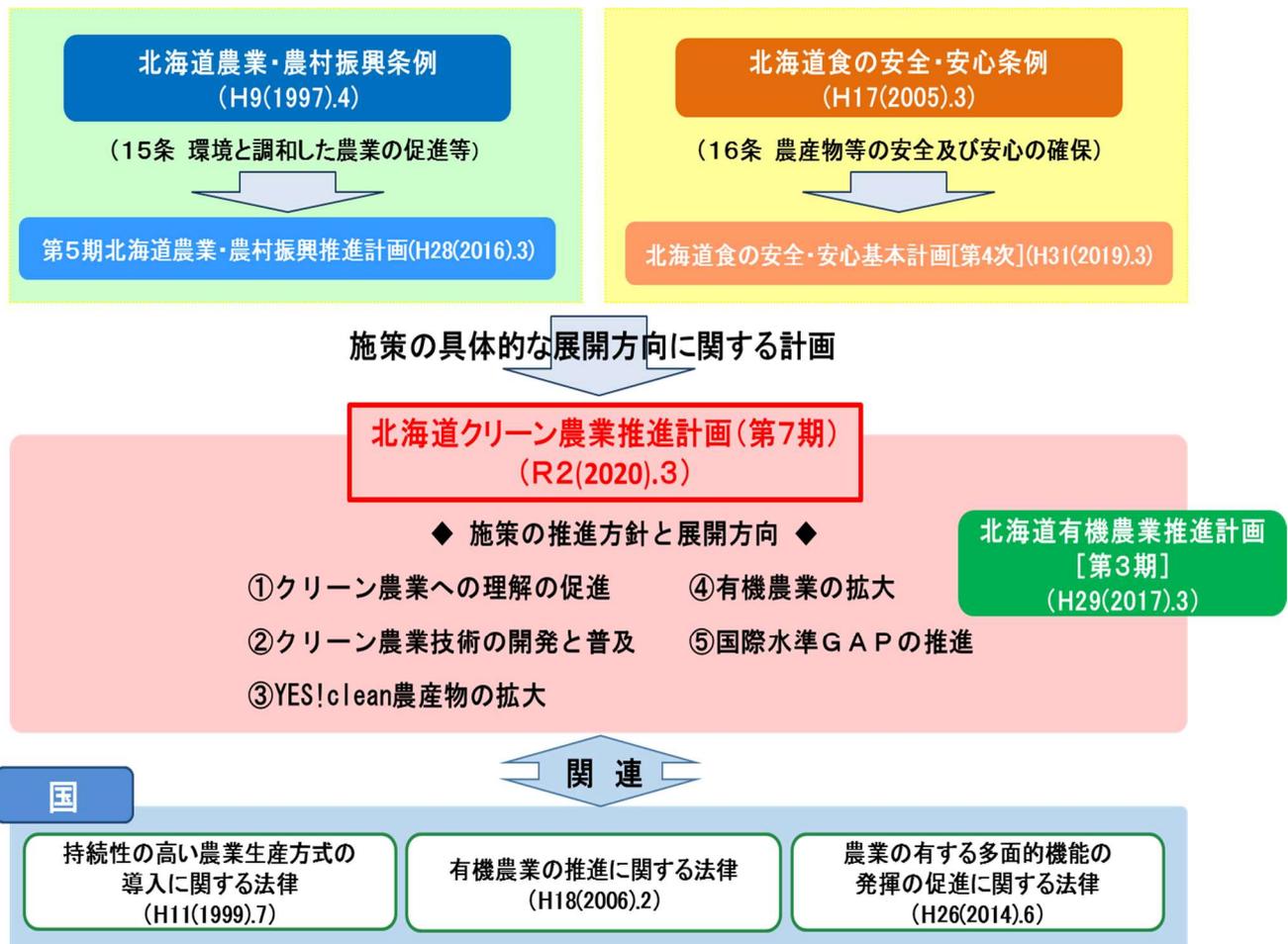
令和2年（2020年）2月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

I 北海道クリーン農業推進計画(第7期)について

- 道は、恵まれた自然条件を活かし、人や自然に優しい北海道農業の確立を目指して、平成3年(1991年)からクリーン農業を全国に先駆けて提唱、推進してきました。本計画は、SDGsなどの動きに適切に対応し、環境と調和した持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業を推進するため、今後、道が進めようとする施策の展開方向を示すものです。
- 本計画は、「第5期農業・農村振興推進計画」(平成28年(2016年)3月)及び「北海道食の安全・安心基本計画(第4次)」(平成31年(2019年)3月)に沿った施策別計画です。
- 計画の期間は、令和2年度(2020年度)からおおむね5年間とします。

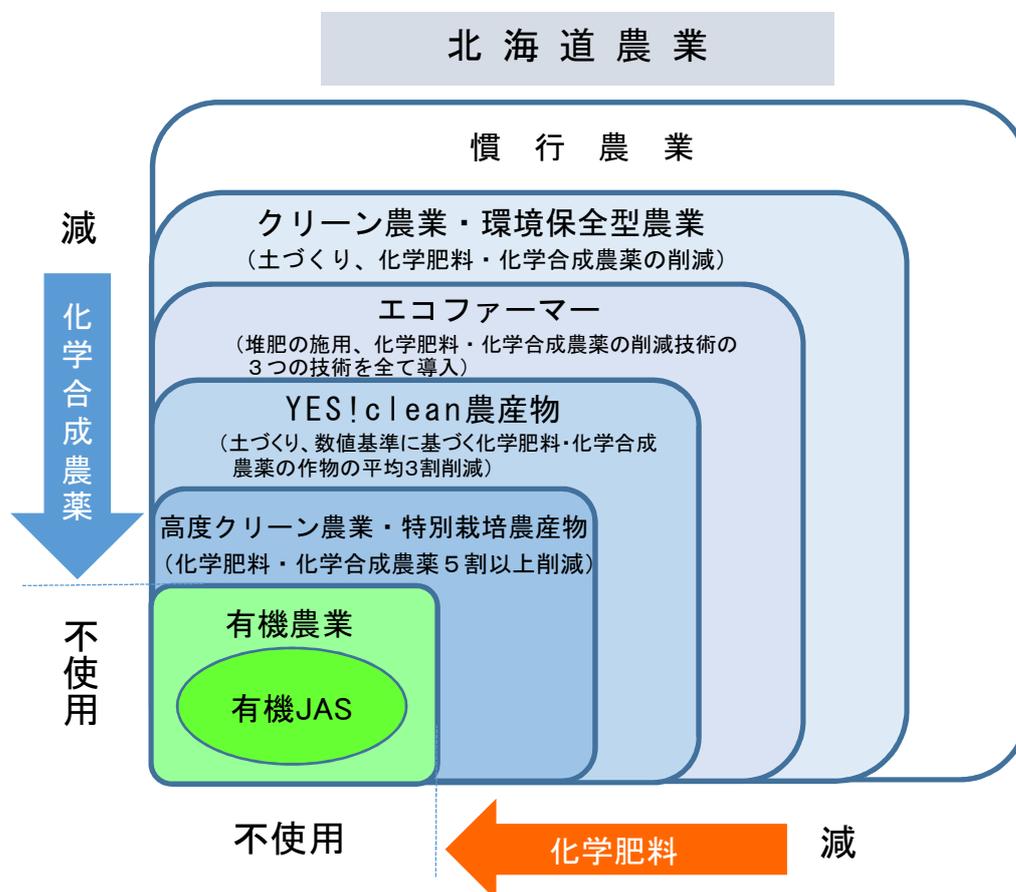
北海道クリーン農業推進計画の位置づけ



II クリーン農業について

- クリーン農業とは、「堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業」のことです。
- 農業には自然循環機能があり、農産物の生産とともに、有機物資源の循環や自然環境保全、良好な景観形成等の多様な機能を発揮しています。
- クリーン農業には、堆肥の施用による土壌への炭素貯留や温室効果ガスの発生抑制、有機物による土づくりや化学合成農薬の使用量の削減による土壌微生物や天敵昆虫等の増加など生物多様性の保全効果があります。
- 近年、国連でSDGsが採択されるなど、持続性のある社会づくりに対する関心が高まる中で、北海道農業が消費者の信頼を得て、競争力を有した産業として発展していく上で、重要な取組です。

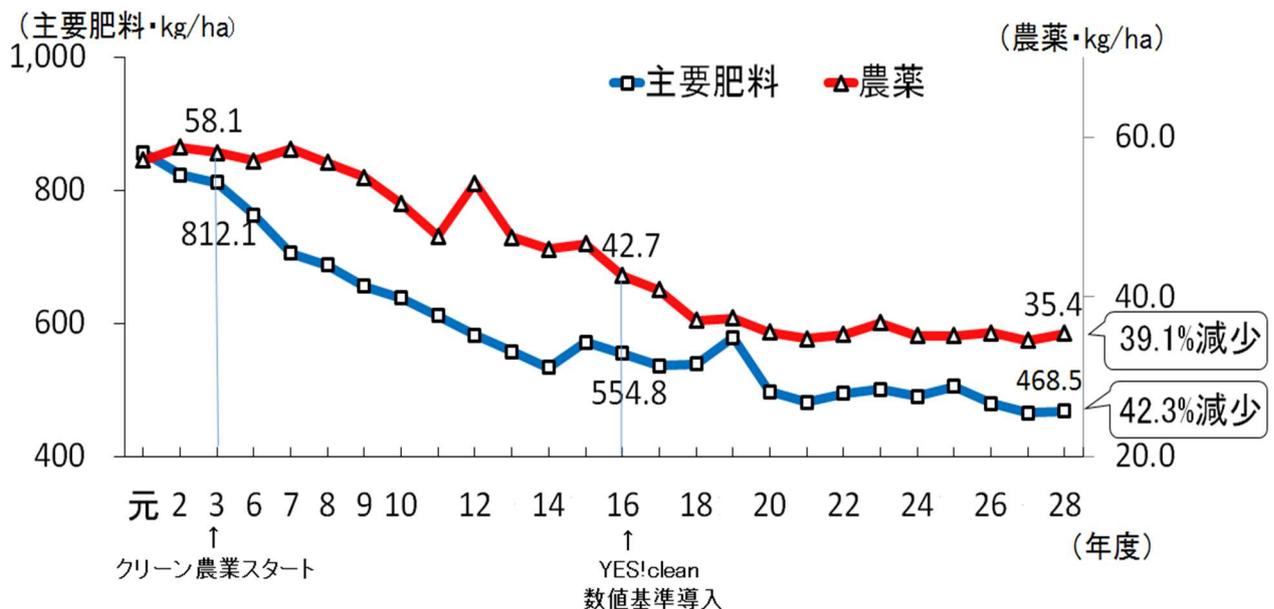
クリーン農業の概念図



Ⅲ クリーン農業の現状と課題

- 道内において、堆肥等による土づくり、地域の慣行と比べた化学肥料や農薬の使用の削減のいずれかを実施している農業経営体の割合は、平成27年(2015年)に51%で、都府県の35%に比べて高い割合となっています。
- 単位面積当たりの農薬・主要肥料の出荷量については、クリーン農業がスタートした平成3年(1991年)と比べ、平成28年度(2016年)には農薬が39.1%、主要肥料が42.3%減少しています。
- このような状況から、道や北海道立総合研究機構が、農業者や関係者とともに推進してきたクリーン農業は、着実な広がりを見せています。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用を作物の平均で約3割削減するYES!clean農産物から5割以上削減する特別栽培農産物、さらには、化学肥料や化学合成農薬を使用しない有機農産物まで様々な形態のクリーン農業に対して、理解の促進や技術の開発・普及、生産・流通・消費の拡大に取り組んで、クリーン農業の安定した拡大を推進することが重要となっています。

北海道の単位面積当たりの主要肥料出荷量と農薬出荷量の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産統計「ポケット肥料要覧」、
(財)日本植物防疫協会「農薬便覧」

IV 施策の推進方針と展開方向

1 クリーン農業への理解の促進

推進方針

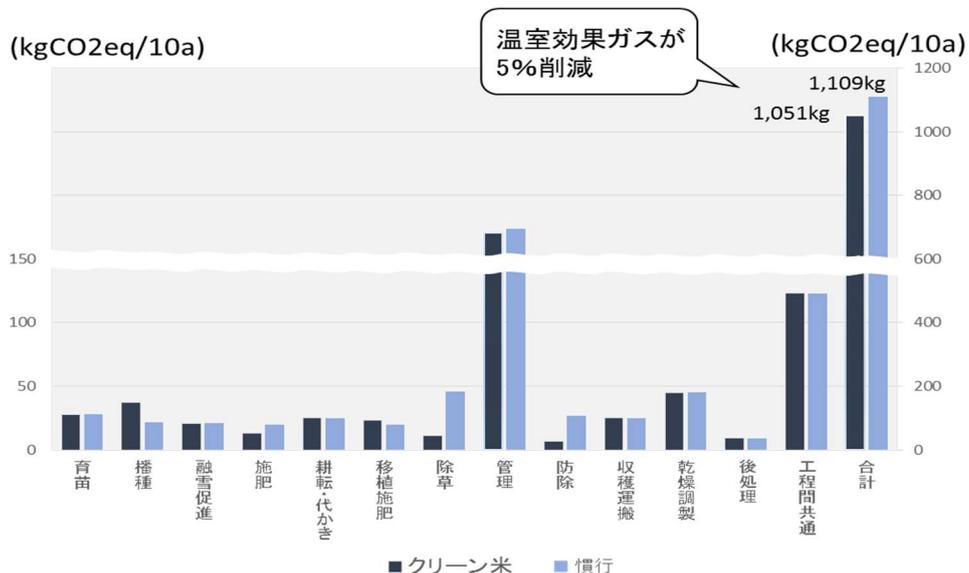
環境との調和に配慮し、持続可能な農業・農村を支えるクリーン農業に取り組む重要性を農業者に啓発するとともに、クリーン農業による温室効果ガスの発生抑制や生物多様性保全の効果などを、広く消費者や流通・販売事業者に発信して理解を促進します。

目標指標	現在 令和元年度(2019年度)	目標 令和6年度(2024年度)
北海道クリーン農業サポーター数	—	3,000名

展開方向

- 農業者や流通・販売事業者、消費者に対するSDGsなどを背景としたクリーン農業の重要性の啓発
- 消費者に対する農業体験、出前講座、農業者との交流など、親しみやすい方法での理解の促進
- 北海道クリーン農業サポーター制度の創設

クリーン農業技術の導入による温室効果ガス排出量の推計結果(水稻)



資料:北海道立総合研究機構「生産・流通・消費から見たクリーン農業の総合評価」(H30)

2 クリーン農業技術の開発と普及

推進方針

有機農業を含むクリーン農業の一層の普及・拡大を図るため、北海道立総合研究機構と連携しながら、新たな課題等に対応し、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の開発と普及を推進します。

目標指標	現在 平成27年度(2015年度)	目標 令和6年度(2024年度)
環境保全型農業の取組農家割合	51%	80%

展開方向

■ クリーン農業技術の開発

- ・ 新規・特異発生病害虫対策など、安定したクリーン農業技術の開発と再構築
- ・ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術などによる化学合成農薬の使用の削減
- ・ センシング技術の活用などによる土壌診断や栄養診断の高度化による化学肥料の削減
- ・ 高齢化や大規模化に対応するICTなどによる省力化技術の開発
- ・ 収量・品質を維持する安定した有機農業や高度クリーン農業技術の開発

■ クリーン農業技術の普及

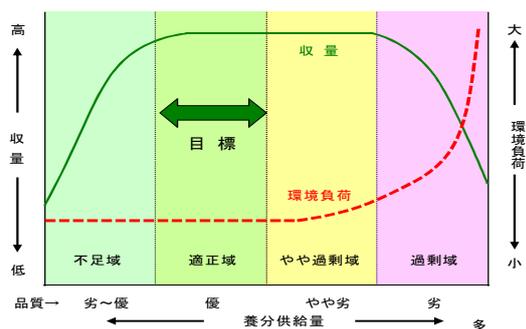
- ・ 作物別研修会など農業者間の情報交換の促進
- ・ 現地実証や栽培基準づくりへの支援
- ・ 環境保全型農業直接支援交付金などの活用
- ・ 「北海道施肥ガイド（平成27年12月策定）」等の改定と活用
- ・ 農地の排水性改善や土層改良等の農業生産基盤の整備

土壌診断による適正な施肥対応

クリーン農業では、堆肥等の有機物を適正に施用することで土壌の肥沃度を総合的に高めることができるため、土壌診断の実施により、土壌の養分状態に応じた作物の生育に必要な施肥による養分供給を行うことによって、次の効果につながります。

- ① 環境負荷の低減
- ② 農産物の品質向上
- ③ 生産コストの低減

■ 作物への養分供給と収量、環境負荷、品質の関係



3 YES!clean農産物の拡大

推進方針

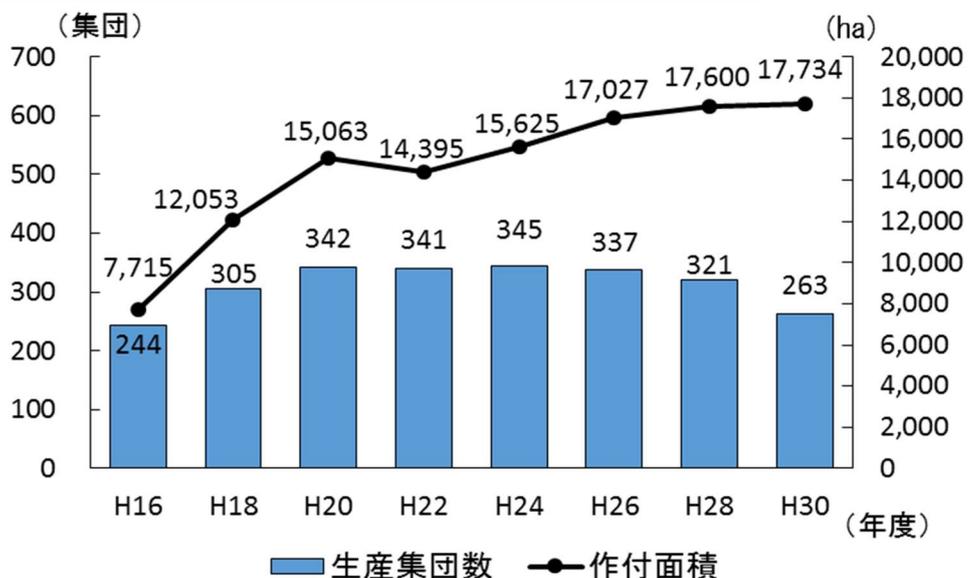
北海道のクリーン農業を牽引する「YES!clean表示制度」により、クリーンな道産農産物への一層の理解と信頼を得るとともに、クリーン農業に取り組む産地を拡大し、YES!clean農産物の拡大を推進します。

目標指標	現在 平成30年度(2018年度)	目標 令和6年度(2024年度)
YES!clean作付面積	17,734ha	20,000ha

展開方向

- 農業者への制度普及や技術支援による登録集団の増加
- 登録集団間の交流や普及センターの指導による安定生産の推進
- 消費者に対する出前講座や農業者との交流、農業体験などPRの推進や学校給食への利用促進、食育活動の推進
- 流通・販売事業者への情報提供による安定した販路拡大の推進
- 食品加工業者へのPRによるYES!cleanマーク表示加工食品の拡大

YES!clean登録生産集団数と作付面積の推移



資料:北海道クリーン農業推進協議会

北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度の概要

YES!clean表示制度とは

「北海道クリーン農業推進協議会」が定める「北のクリーン農産物表示要領」に基づき、北海道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物にYES!cleanマークを表示し、併せて化学肥料の使用量や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者へ知らせる北海道独自の制度。平成12年度(2000年度)からスタートしています。

YES!clean表示制度の主な登録基準

- 種 苗 ○ 遺伝子組換えのものを使用しないこと。
- 土壌診断 ○ 定期的な土壌診断を実施し、診断結果に基づき、堆肥や化学肥料等を含めた肥料用量の総量（総窒素施用量）の上限値を設定。
- 肥 料 ○ 堆肥などの有機物の施用基準を設定し、土づくりを基本。
○ 化学肥料(窒素成分) 施用量の上限値を設定。
- 農 薬 ○ 化学合成農薬の有効成分使用回数の設定。
- そ の 他 ○ 水稲は有人航空防除をしないこと。
○ ばれいしょは、茎葉枯凋剤を使用しないこと。



北海道クリーン農業推進協議会

- 設 立:平成3年8月
- 構 成:19機関・団体
 - 北海道農業協同組合中央会
 - 北海道信用農業協同組合連合会
 - ホクレン農業協同組合連合会
 - 北海道厚生農業協同組合連合会
 - 全国共済農業協同組合連合会北海道本部
 - 北海道農業共済組合連合会
 - 北海道家畜産物衛生指導協会
 - 北海道有機農業研究協議会
 - 北海道経済連合会
 - 北海道市場協会
 - 北海道スーパーマーケット協会
 - 北海道食品産業協議会
 - 日本フードサービス協会
 - 北海道消費者協会
 - 北海道生活協同組合連合会
 - (地独)北海道立総合研究機構農業研究本部
 - 北海道市長会
 - 北海道町村会
 - 北海道農政部

- 事務局:北海道農業協同組合中央会
- 主な事業
 - ・クリーン農業の推進対策の検討及び実施
 - ・クリーン農業に関する広報及び情報の収集提供
 - ・クリーン農業に関する各機関・団体との連絡調整
 - ・YES!clean表示制度運営・審査 等

- 北海道クリーン農業推進協議会のホームページでは、クリーン農業の最新情報をお知らせしています。また、YES!clean生産集団の栽培情報など詳細な登録内容を検索することができます。

<http://www.yesclean.jp/>



4 有機農業の拡大

推進方針

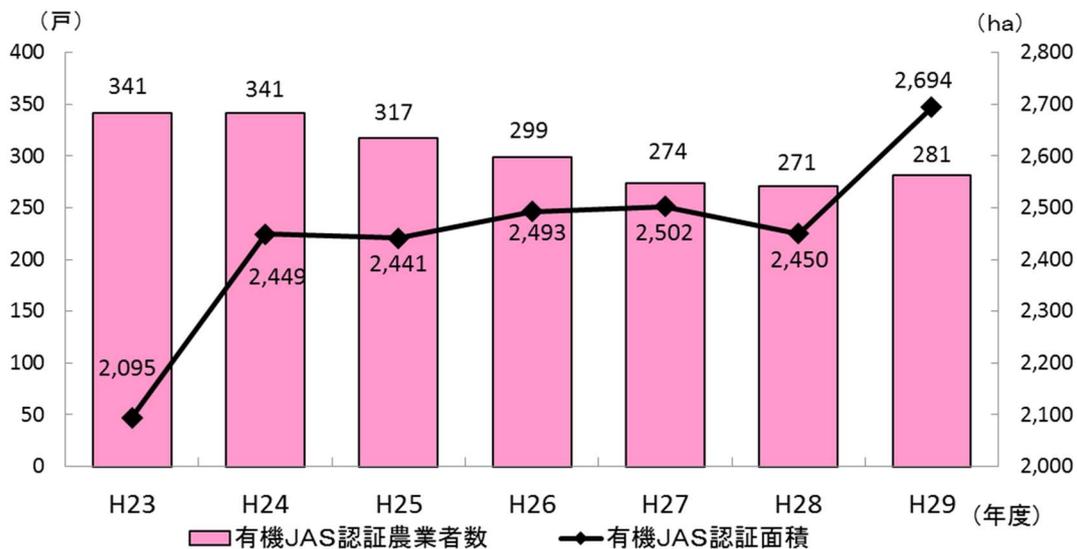
有機農業への参入・転換の増加や経営の安定的な継続、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保等により有機農業の拡大を推進します。

目標指標	現在 平成30年度(2018年度)	目標 令和6年度(2024年度)
有機農業取組面積	4,064ha	6,500ha

展開方向

- 実践的な情報提供などによる慣行農法からの転換や新規参入、定着の促進
- 有機農業者を積極的に受け入れ、活かそうとする地域との連携や、6次産業化や食育の取組の促進
- ネットワーク活動や全道的交流会など地域を越えた交流の促進
- 安定的な販路確保のため、流通・販売事業者とのマッチングの促進
- PR販売や農作業体験など、消費者の理解の醸成

有機JAS認証農業者数及び面積の推移



資料:農林水産省

5 国際水準GAPの推進

推進方針

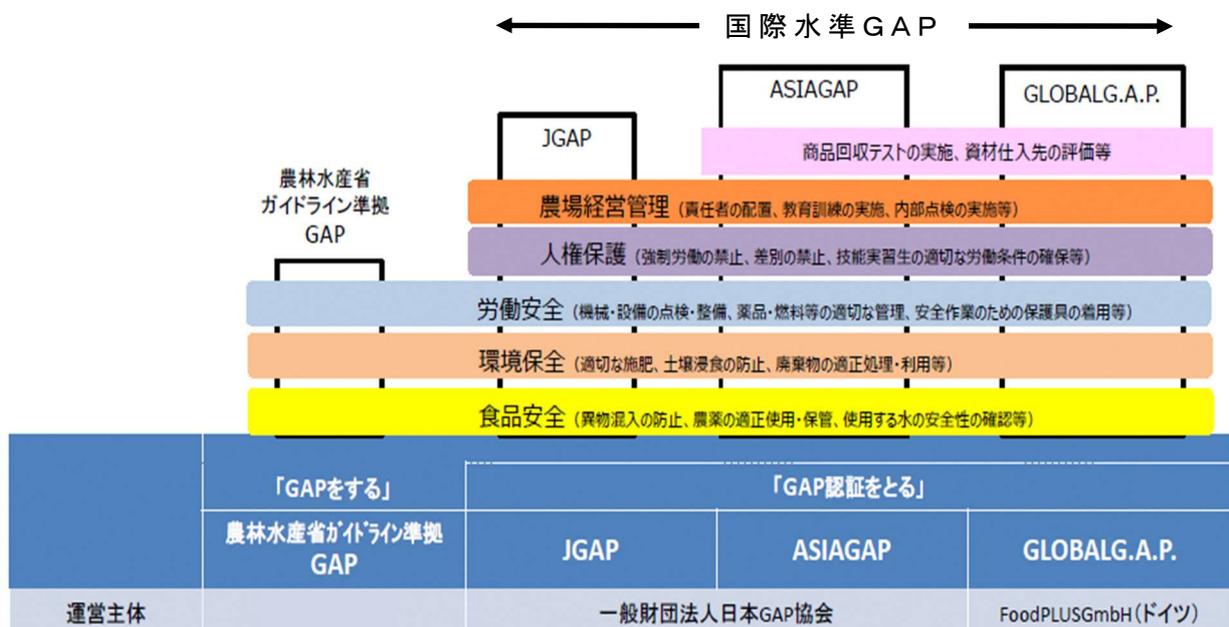
環境との調和など、持続的な社会づくりに貢献するクリーン農業の取組拡大に向け、生産段階における国際水準GAPを推進します。

目標指標	現在 平成30年度(2018年度)	目標 令和6年度(2024年度)
国際水準GAP認証取得数 (JGAP及びASIAGAP)	234農場	390農場

展開方向

- 国際水準GAP導入の効果などを農業者に周知することによる導入に向けた気運の醸成
- 地域の実情を踏まえたGAP導入促進に向けた支援体制の整備
- 国際水準GAPの拡大に向けた産地指導の充実のため、指導者のレベルアップの促進

国内における様々なGAP



資料: 農林水産省